

医療・ケアにおける説明と同意のあり方についてのご案内

はじめに

患者さんとの信頼関係に基づき良質で安全な医療を提供することは、東海大学医学部付属病院の基本方針のひとつです。これを実現するため、私たちは、十分な説明や話し合いを行い、患者さんがご自分の意思や価値観にかなった医療・ケアを受けられるよう努めています。

患者さんの意思決定能力が十分でない場合、患者さんのご家族等が患者さんの意思を推定できるのであれば、ご家族等から承諾をいただくようにしています。ただし、緊急事態やご家族等と連絡が取れない場合には、医療・ケアチームが患者さんにとって適切であると判断した医療・ケアを、患者さんご本人の同意を受けずに実施することがあります。

また、法律に基づいて強制的な措置等をとらざる得ない場合には、患者さんの意向に反した医療・ケアを実施することがあります。患者さんが職員や他の患者さんに対して暴言、暴力、ハラスメントを行なった場合には、必要に応じて警察へ通報の上、医療・ケアの提供をお断りすることがあります。

個別の医療・ケアについて文書による同意を受ける場合

東海大学医学部付属病院では、手術など一定以上の死亡リスクを伴う医療行為、血液製剤・血漿分画製剤の投与、人権に関わる行為（身体拘束・鎮静剤使用による行動制限等）を実施する場合は、その必要性や危険性について患者さんに説明文書を用いて説明し、文書により同意を受けることを原則としています。

個別の医療・ケアについて文書による同意を必ずしも受けない場合

文書で同意を受けない場合でも、行おうとする医療・ケアについて口頭で説明を行い、同意を受けることを原則としています。しかしながら、重篤な合併症が発生する可能性が低い以下のような一般的な医療・ケアについては、患者さんが拒まない限り、事前に患者さんから明示的な同意を受けずに実施することがあります。また、患者さんの意思決定能力が十分でない場合であっても、ご家族等にお知らせしないで実施することがあります。

（１）一般的な診察、処置、ケア等

問診、視診、身体診察、バイタルサインの測定、身体計測、簡単なリハビリテーション、栄養指導、提供する食事の決定、静脈血採血、動脈血採血、動脈留置針挿入、喀痰等の吸引、胃管カテーテルの留置、膀胱カテーテルの留置、う歯(虫歯)・歯周病の処置、義歯の検査と治療、口腔ケア、チューブやドレーン類の固定・脱着、創傷の処置、抜糸、局所麻酔、小皮膚切開、簡単な縫合、簡単なデブリードマン（褥瘡の処置を含む）、涙管洗浄、鼻内処置、

口内処置、睫毛脱毛、爪切り、点眼処置、清拭、入浴介助等。

（２）一般的な検査やモニタリング

検体検査（採取した血液や喀痰等を用いた検査）、生理検査（心電図検査、脈波検査、呼吸機能検査、脳波検査、超音波検査、筋電図検査等）、X線一般撮影検査、X線透視撮影検査、造影剤を用いないCT、MRI、RI（アイソトープ）検査、心理検査、経皮酸素飽和度測定検査、動脈圧測定検査、非侵襲的なモニター、皮内反応検査（パッチテスト、皮内テスト、スクラッチテスト、ツベルクリン反応、最小紅斑量測定等）等。

（３）一般的な投薬等

一般的な投薬や注射（たとえば輸液、抗菌薬、降圧薬、下剤等）、末梢静脈内留置針挿入（点滴路の確保）、持続皮下留置針挿入、酸素投与等。

これらには通常医師がその場に立ち会わなくても実施されるような医療・ケアも含まれていますが、そのような医療・ケアでも時に合併症を伴うことがあります（たとえば、採血・点滴に伴う神経損傷や出血、投薬に伴うアナフィラキシーや薬剤性臓器障害等）。合併症が発生した場合には最善を尽くして対応しますが、保険診療の範囲内での自己負担が発生します。

意思決定や意思表示が困難な患者さんへの配慮

意思決定能力が十分でない患者さんや障がい等のために意思疎通が困難な患者さんであっても、患者さんができるだけ理解できるように工夫して説明いたします。また、小児の患者さんに対しては、それぞれの発達段階や理解力に応じた説明を心がけます。

説明の時間

医療・ケアや病状についてのご説明は、緊急の場合や急な容体の変化があった場合等を除き、平日日中に実施することを原則としています。

説明の録音・録画

病院内では録音、録画、撮影はお断りしています。医師等からの説明を録音されたい場合は、所定の手続きが必要になります。

以上について、あらかじめご理解、ご承諾いただきますようお願いいたします。

ご不明な点やご要望がある場合には、担当医あるいは事務課（総務）にご相談ください。